

不当景品類及び不当表示防止法の規定による香川県知事の措置命令に係る事業者の名称等の公表基準

1 目的

この基準は、不当景品類及び不当表示防止法に関する法律（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 7 条、第 33 条第 1 項及び第 11 項の規定に基づき、香川県知事（以下「知事」という。）が事業者に対し措置命令を行った際に事業者に係る氏名又は名称等の情報を公表するときの判断基準に加え、公表事項及び公表方法を定めることを目的とする。

2 公表に係る判断基準

法第 7 条、第 33 条第 1 項及び第 11 項の規定に基づき、知事が事業者に対し措置命令を行う場合には、原則として、当該措置命令を行った際に、当該事業者に係る氏名又は名称等を公表することとする。

3 公表に係る事項

上記 2 の規定により知事が公表を行う場合には、次の事項を公表することとする。

- ① 当該措置命令を行った日
- ② 当該措置命令の宛人たる事業者の氏名又は名称（法人の場合には、代表者の氏名を含む。）及び所在地
- ③ 当該措置命令の概要
- ④ その他知事が特に必要と認める事項

4 公表に係る事前告知手続

上記 2 の規定により、知事が公表を行う場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、当該措置命令を行う際に当該事業者の氏名又は名称等を公表する旨を告知することとする。

なお、当該告知をする時期は、原則として、当該措置命令に係る弁明の機会を当該事業者に付与するときとする。

5 公表に係る方法等

- (1) 上記 2 の規定により知事が公表を行う場合には、香川県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供により行うものとする。
- (2) 香川県のホームページに掲載する期間は、当該措置命令を行った日が属する年度の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。

附 則

- 1 この公表基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。